

## 林業研究所研究・技術開発等評価実施要領

### (趣旨)

第1条 この実施要領は、林業研究所研究・技術開発等評価委員会設置要領（平成30年10月5日制定）第1条に定める評価について、その評価方法に関する必要な事項を定める。

### (評価の対象)

第2条 原則として、県単独事業（森林環境譲与税（仮称）を活用する事業を含む。）により実施しようとする又はした研究・技術開発等の課題とする。

ただし、必要に応じて、国等の評価を受ける研究・技術開発等課題、執行委任事務・受託事業等で実施しようとする又はした研究・技術開発等課題を対象とすることができる。

### (評価の種類)

第3条 実施を計画している課題については計画段階における評価を事前評価、実施が実質的に終了した段階における評価を事後評価とする。

### (評価項目)

第4条 林業研究所研究・技術開発等評価委員会（以下、「委員会」という。）において、次の評価項目について評価する。ただし、森林環境譲与税（仮称）を活用する事業の場合には、1の（5）又は2の（5）を加える。

#### 1 事前評価

- (1) 必要緊急性
- (2) 新規独創性
- (3) 目的達成の可能性
- (4) 期待される効果
- (5) 林業人材育成上の重要性

#### 2 事後評価

- (1) 目標の達成度
- (2) 得られた成果
- (3) 成果の発展性
- (4) 今後の展開
- (5) 林業人材育成での活用性

### (委員会への提出書類等)

第5条 研究・技術開発等実施担当者（以下、「担当者」という。）は、実施しようとする又はした研究・技術開発等の概要を様式1又は様式2にとりまとめ、委員会に提出する。

2 担当者は、委員会においてその概要を説明し、質疑に応ずる。

### (評価の進め方)

第6条 委員は、実施しようとする又はした研究・技術開発等のヒアリングを通じて、第4条の評価項目について、それぞれ4段階（5点、4点、2点、1点）で評価し、様式2又は様式3により林業研究所長に提出する。

2 林業研究所長は、各委員の評価結果を参考にして、研究・技術開発等課題の最終的な取り扱いを決定する。

ただし、全委員の評価項目の平均数値が、評価項目が4つの場合は12点、評価項目が5つの場合は15点を下回るものについては、当該研究・技術開発等課題は、採択しないものとする。

### 附則

この要領は、平成31年1月23日から施行する。

(様式1)

研究・技術開発等概要書（事前評価）

- 1 課題名
- 2 実施期間
- 3 全体概算経費
- 4 担当者及び共同研究・連携機関と担当者
- 5 内容
  - (1) 目的・目標
  - (2) 方法
  - (3) 全体計画及び他県等における類似する研究実施状況
  - (4) 対象とする顧客並びに成果目標
  - (5) 年度別計画及び成果指標
  - (6) その他
- 6 ※森林環境譲与税（仮称）を活用する場合は、林業人材育成との結びつきや今後の展開方向などについて記述すること。

(様式2)

研究・技術開発等概要書（事後評価）

- 1 課題名
- 2 実施期間
- 3 支出経費
- 4 担当者及び共同研究・連携機関と担当者
- 5 内容
  - (1) 目的
  - (2) 方法
  - (3) 全体計画及び年度別計画
  - (4) これまでの成果及び目標達成状況
  - (5) 成果の活用状況及び移転方法
  - (6) その他
- 6 ※森林環境譲与税（仮称）を活用した場合は、林業人材育成での活用や反映、貢献、展開方向などについて記述すること。

(様式3)

平成 年度研究・技術開発等評価票 (事前評価)

課 題 名 :

委 員 氏名 :

- (1) 必要緊急性
- |               |             |
|---------------|-------------|
| ⑤ 極めて緊急に必要である | ④ 緊急に必要である  |
| ② 緊急に必要ではない   | ① ほとんど必要でない |
- (2) 新規独創性
- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ⑤ 極めて新規性も独創性も高い | ④ 新規性も独創性も高い     |
| ② 新規性も独創性も低い    | ① ほとんど新規性も独創性もない |
- (3) 目的達成の可能性
- |             |              |
|-------------|--------------|
| ⑤ 極めて可能性が高い | ④ 可能性が高い     |
| ② 可能性が低い    | ① ほとんど可能性がない |
- (4) 期待される効果
- |             |              |
|-------------|--------------|
| ⑤ 大いに期待できる  | ④ ある程度期待できる  |
| ② あまり期待できない | ① ほとんど期待できない |
- ※森林環境譲与税 (仮称) を活用する場合
- (5) 林業人材育成上の重要性
- |            |             |
|------------|-------------|
| ⑤ 極めて重要である | ④ ある程度重要である |
| ② あまり重要でない | ① ほとんど重要でない |

評点合計 : \_\_\_\_\_

特記事項

(様式4)

平成 年度研究・技術開発等評価票 (事後評価)

課 題 名 :

委 員 氏名 :

- (1) 目標の達成度
- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ⑤ 期待以上に目的を達成した  | ④ ある程度目標を達成した    |
| ② あまり目標を達成していない | ① ほとんど目標を達成していない |
- (2) 得られた成果
- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ⑤ 期待以上の成果が得られた  | ④ ある程度の成果が得られた   |
| ② あまり成果が得られていない | ① ほとんど成果が得られていない |
- (3) 成果の発展性
- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ⑤ 大いに普及させる       | ④ ある程度普及させる   |
| ② あまり普及させるべきではない | ① 普及させるべきではない |
- (4) 今後の展開
- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ⑤ 関連研究・技術開発等を積極的に発展させる | ④ 発展させた方がよい |
| ② 発展させない方がよい           | ① 完全に終了させる  |
- ※森林環境譲与税 (仮称) を活用した場合
- (5) 林業人材育成での活用性
- |             |             |
|-------------|-------------|
| ⑤ 大いに期待できる  | ④ ある程度期待できる |
| ② 改善して活用すべき | ① 活用できない    |

評点合計 : \_\_\_\_\_

特記事項